

秋ト協第257号の3
平成31年3月13日

標準貨物自動車運送約款等
を使用している会員 各位

公益社団法人 秋田県トラック協会
会長 赤上 信 弥



商法及び国際海上物品運送法の一部を改正する法律の施行に伴う
標準貨物自動車運送約款等の改正に伴う事業者の必要な手続等について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、商法及び国際海上物品運送法の一部を改正する法律の施行に伴い、秋田運輸支局より別紙の通知文書が届きました。貴社においては、平成29年11月の改正に伴う標準貨物自動車運送約款等を使用していることから、下記のお手続きが必要となりますのでお知らせ致します。

また、協会HPにおいて本件に関連する資料を掲載しております。併せてご確認をよろしくお願い致します。

敬具

記

【貴社の必要なお手続きについて】

改正後の商法を反映させた、標準貨物自動車運送約款（以下「新標準約款」）を使用する場合

・主たる事務所その他営業所に新標準約款を掲示する

※掲示用の新標準約款は今後、秋田県トラック協会でお配りする予定です。

以上

【ご不明点のお問合せ先】

公益社団法人 秋田県トラック協会 業務課 菅崎 知之

〒011-0904

秋田市寺内蛭根1丁目15番20号

TEL 018-863-5331 FAX 018-863-7354

平成29年11月の標準貨物自動車運送約款等
を使用している事業者 各位

国土交通省東北運輸局秋田運輸支局

商法改正に伴う約款の変更手続に関する通知

商法及び国際海上物品運送法の一部を改正する法律の施行に伴い、商法改正の趣旨を反映させるべく標準貨物自動車運送約款等を改正したところであり、新商法の内容を反映した約款を主たる事務所その他営業所に掲示していただく必要がございます。

本通知と行き違い等で手続を完了されている場合にはご容赦願います。

お問い合わせ先

東北運輸局秋田運輸支局輸送監査部門 018-863-5813